７／１６（火）の発表

利尻礼文サロベツ国立公園

報道発表資料の配付日時　７月１６日（火）１１時３０分

発表項目 （行事名）	不動産取得税の課税誤りについて		
記者レクチャーのお知らせ		発表者	
		発表場所	
概要	宗谷総合振興局において、別紙のとおり、令和３年度に課税した不動産取得税のうち、９０件、１，１５１，８００円を過大に課税していることが、７月１０日判明しました。 なお、事実関係については、宗谷総合振興局において、記者レクチャーを行います。 【日　　時】７月１６日（火）１６時００分 【発 表 者】宗谷総合振興局　副局長　成澤　直人 【発表場所】宗谷総合振興局　２階　２号会議室		
参考			

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	（場所）宗谷管内記者クラブ

担当 （連絡先）	北海道宗谷総合振興局 副局長　成澤　直人　　℡０１６２－３３－２５６１ 税務課長　竹田　和広　　℡０１６２－３３－２９１２

不動産取得税に係る課税誤りについて

令和６(2024)年７月１６日
北海道宗谷総合振興局

このたび、当振興局において、令和３年度の不動産取得税の課税誤りが判明いたしました。

（１）概　要

不動産取得税について過去の取扱い資料を確認していたところ、令和３年度に課税した一部の家屋について、適用する課税基準を誤り不動産取得税を過大に課税していたことが、７月１０日判明した。

（２）対象家屋

件数　９０件、還付税額　１，１５１，８００円　（別紙のとおり）

（３）原　因

家屋評価基準の見直し（３年に一度）があった年は、必要に応じて補正率を用いて税額計算を行うべきところ、当該補正を行わずに課税したもの。

（４）対　応

ア　速やかに納税された方々に連絡して、経過説明と謝罪を行い、納め過ぎとなった税額を還付する。

イ　今回の事例を踏まえ、補正の必要のあるＲ３年度とＲ６年度について全道に緊急調査を行ったが、他の振興局において同様の事例はなかった。

（５）再発防止策

全道を対象に以下の再発防止策を実施する。

ア　係内相互の複数人での審査体制に加え、チェックリストを作成する。

イ　専門知識の習得や実務能力をより向上させるため、職場研修を行う。

ウ　本庁から振興局に対して当該事務を行う年度当初に注意喚起を行う。

別紙

不動産取得税課税誤りの状況

No.	市町村	件数	還付額
1	稚内市	27	337,100
2	豊富町	13	262,400
3	幌延町	6	83,700
4	中頓別町	2	31,300
5	枝幸町	31	309,200
6	利尻町	3	11,300
7	利尻富士町	4	91,600
8	礼文町	4	25,200
合計		90	1,151,800

不動産取得税の課税について

道の不動産取得税や市町村の固定資産税の課税の基となる**家屋の価格**は、総務省が定める**「固定資産評価基準」により評価**することとされている。

道と市町村は分担して家屋の評価を行っており、**市町村が評価したものは道に通知**され、その評価に基づいて道は不動産取得税を課税している。

・「評価基準」は**３年ごとに評価替え**を行い価格が見直される。
・**道**（不動産取得税）と**市町村**（固定資産税）は、**それぞれの賦課期日に対応した評価基準で評価**を行う。（令和２年建築分　道：H30基準　市町村：R3基準）

建築年	道		市町村		摘要
	賦課期日	評価基準	賦課期日	評価基準	
R1(H31)	建築年月日（R1年）	H30基準	１月１日（Ｒ２年）	H30基準	通常年
R2	建築年月日（Ｒ２年）	H30基準	１月１日（Ｒ３年）	Ｒ３基準	評価替
R3	建築年月日（Ｒ３年）	Ｒ３基準	１月１日（Ｒ４年）	Ｒ３基準	通常年

基準の相違（要補正）

・　**Ｒ２年建築分は、市町村がＲ３基準で評価**する。
・　**道は、補正率を乗じてＨ３０基準に変更する必要性**が生じる。

■通常年

家屋の価格　×　税率　＝　不動産取得税額

■評価替えの前年に建築された家屋（評価替）

家屋の価格　×　※補正率　×　税率　＝　不動産取得税額

※　Ｒ３→Ｈ３０補正率　木造０．９６、非木０．９３